

議案第47号

鹿屋市都市公園条例の一部改正について

鹿屋市都市公園条例の一部を次のように改正する。

令和7年6月6日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市都市公園条例の一部を改正する条例

鹿屋市都市公園条例（平成18年鹿屋市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表第2キャビンの項を次のように改める。

キャビン	宿泊	1棟につき	5,500円
	休憩	1棟につき	1,010円
	空調設備	1台1時間につき	100円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

霧島ヶ丘公園のキャビンに空調設備を設置することに伴い、使用区分及び使用料を定めるため、本案を提出するものである。